

令和2年3月30日

石狩湾漁業協同組合 代表理事組合長 丹野雅彦 様

石狩湾洋上風車建設反対道民連絡会 共同代表

在田一則（北海道自然保護協会会長）

安田秀子（石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会代表）

後藤言行（銭函海岸の自然を守る会代表）

拝啓

貴漁業協同組合におかれましては、北の豊かな海を守り、新鮮で安心・安全な水産物を市民に届けることを通じて、日々の市民の食生活、及び世界無形遺産である「日本の和食」文化を支え、国内食料自給率向上に資するという大役を果たされています。さらに、石狩湾海域における水産業の振興と発展に貢献されていることに敬意を表し、貴漁業協同組合の一層の発展を祈念しております。

さて、近年、再生可能エネルギー開発の一環として、洋上風力発電の建設計画が日本各地で進められております。北海道においても檜山沖、石狩湾沖、石狩新港港湾内にそれぞれ最大出力72.2万kW（単機出力9,500～12,000kW、最大76基）、最大出力100万kW（単機出力8,000～12,000kW、最大125基）、最大出力10.4万kW（単機出力8,000kW、14基）の洋上風力発電建設が計画されています。今後、北海道の他の沿岸地域でも同様な建設計画が進められることが予想されます。

私たちは、再生可能エネルギーなど多様なエネルギー源を求めることには反対するものではありませんが、無秩序な洋上風力発電の建設は、北海道沿岸の美しい景観を損ない、オジロワシなどの希少鳥類のバードストライクを発生させ、低周波音や超低周波音を含む風車騒音による沿岸地域住民の健康被害を引き起こすとともに、漁業活動に障害をもたらし、海洋環境を悪化させ、海洋生態系へダメージを与えることで、漁業・水産業に甚大な被害を及ぼすことを懸念しております。

最近開催された第1回北海道洋上風力推進連携会議においては、「漁業等と共存共栄した海洋再生可能エネルギー発電事業を実現する」、とうたわれておりますが、洋上風車には別紙に列挙したような多くの問題点があり、これらは容易に解決される問題ではありません。

これらの問題は貴漁業協同組合におかれましてはすでに把握されていることと思っております。

今後、貴漁業協同組合と私たち自然保護団体との間で情報や意見の交換を進め、お互いに協力することができれば、石狩湾の良好な海洋環境の保全及び漁業・水産業に支障を及ぼす洋上風車の建設を規制することができるのではないかと期待しております。

つきましては、当面、建設計画が進行している石狩湾新港と石狩湾一般海域での洋上風車の建設を話題として、貴漁業協同組合と私たちとの話し合いの場を提案させていただきます。

この件につきまして、貴漁業協同組合のお考えを早い機会にお知らせくださいますようお願い申し上げます。

ご多忙中とは存じますが、ご検討、よろしくお願い申し上げます。

なお、この話し合いの場の提案は石狩湾で操業している他の漁業協同組合（小樽市・小樽機船・余市郡・東しゃこたん）へも行う予定でおります。

敬具

（連絡先）事務局：石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会代表 安田秀子

〒061-3211 石狩市花川北1条5丁目307 電話：090-6211-1602

洋上風力発電事業が漁業活動におよぼすと考えられる種々の障害

1. 建設工事中に発生する障害

- ① 風車固定の杭打ちや送電ケーブルの埋設工事で発生する騒音、海水の濁り、砂堆積物の移動による海底環境の激変により、その海域の種々の海洋生物の正常な生育が阻害される。この変化がどの程度の年月で回復するかについて信頼できる知見が無い。
- ② 工事船舶の頻繁な航行によって漁船の航行が著しく制限される。
- ③ 風車建設区域とその近傍の海域における刺し網や定置網の設置など漁業活動が大きく制限される

2. 建設工事終了後、通常運転中に発生する障害

- ① 風車建設区域とその近傍の海域における刺し網や定置網の設置など漁業活動が大きく制限される。
- ② 風車が航行可能な航路を制限し、漁場と港の間の効率的な移動ができなくなり、航行の燃費が増大する。
- ③ 多数の巨大風車がレーダーの電磁波を散乱し、航行中の船舶の正確な位置が把握できなくなり、漁船を含めた船舶の正常な運航の障害となり、厳しい気象状況では風車との衝突事故の発生が懸念される。
- ④ 風車と陸上を繋ぐ電源ケーブルが周囲の海域の電磁気的な環境にどのように影響するか不明な点が多い。また埋設されたケーブルが海底地形の変化により露出し、漁具の損傷を誘発する恐れがある。
- ⑤ 風車の回転によって生ずる低周波音や超低周波音を含む水中騒音や振動が回遊している鮭やニシンなどの成魚や稚魚にどのように影響するか不明である。また、底生性のカレイ、シャコ、ホッキ貝等についても影響が不明である。
- ⑥ 風車の回転によって生ずる騒音・低周波音・超低周波音が、沿岸地域住民はもとより、周辺で操業する漁船乗組員や、沿岸の漁港で作業する漁業関係者の健康被害をもたらす可能性が非常に高い。

3. 風車撤去時に発生する障害。

建設工事中に発生する障害とほぼ同じ。